

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社金丸建設	代表者氏名	市丸 秀文
主たる営業所の所在地	佐賀県伊万里市波多津町畑津 2 2 9 8 - 4		
許可番号	佐賀県知事許可 (般 - 2) 第 5 9 4 7 号	許可を受けている建設業の種類	土、と、石、鋼、舗、し、園、水

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 3 年 5 月 2 8 日	処分を行った者	佐賀県知事
根拠法令	建設業法第 2 9 条第 1 項 (第 2 号及び第 7 号に該当)		
処分の内容	建設業法第 2 9 条第 1 項 (第 2 号及び第 7 号に該当) の規定に基づく許可の取消し		
処分の原因となった事実	<p>株式会社金丸建設の代表取締役は、懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) の判決を受け、令和元年 1 1 月 2 日に刑が確定した。このことは、建設業法第 2 9 条第 1 項第 2 号に該当する (取消理由) 。</p> <p>また、株式会社金丸建設は令和 2 年 6 月 2 日に建設業許可を更新しているが、更新書類において、代表取締役が欠格要件に該当するにもかかわらず該当しない旨の誓約書を提出し、不正の手段により許可を受けた。このことは、建設業法第 2 9 条第 1 項第 7 号に該当する (取消理由) 。</p> <p>上記 2 つの取消理由に基づき、許可の取消しを行う。</p>		
その他参考となる事項			